

医療費が高額になるとき

「限度額適用認定証」を提示しましょう！

医療機関を受診するときは、医療費の3割(または2割)を窓口で支払いますが、「限度額適用認定証」等を提示すると、支払額が下表の自己負担限度額まで軽減されます。入院する際やひと月の支払額が限度額を超えそうなときは、あらかじめ当組合に申請し、交付を受けて医療機関に提示してください。

申請書類

限度額適用認定申請書／限度額適用・標準負担額減額認定申請書

※住民税非課税等で低所得者(適用区分「オ」)に該当する場合は、同意書(資格関係様式)または組合員の市町村民税非課税証明書添付してください。

◆高額療養費(自己負担限度額)の計算方法

| 所得区分(標準報酬月額) | 適用区分 | 自己負担限度額 | 食事療養費標準負担額 |
|----------------------------|------|----------------------------------|------------|
| 830,000円以上 | ア | 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% | 460円 |
| 530,000円～790,000円 | イ | 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% | |
| 280,000円～500,000円 | ウ | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% | |
| 260,000円以下 | エ | 57,600円 | 210円※2 |
| 低所得者(住民税非課税で標準報酬月額が50万円以下) | オ※1 | 35,400円 | |

※1 区分「オ」の適用期間は、非課税年度の8月1日から翌年7月31日までとなります。

・令和元年度非課税者→令和2年7月31日まで

・令和2年度非課税者→令和3年7月31日まで

※2 入院日数が90日を超えるとき160円(申請書に入院期間等を記入してください。)

新たな療養費支給対象をお知らせします

慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のための弾性着衣等

令和2年4月1日から慢性静脈不全による難治性潰瘍の治療のために、医師の指示に基づき購入した弾性着衣等が療養費の支給対象となりましたのでお知らせします。

◆支給対象となる疾病 慢性静脈不全による難治性潰瘍

◆支給額 購入した費用の7割または8割
 ※1着当たりの購入費用上限額
 弾性ストッキング：28,000円(片足用の場合は、25,000円)
 弾性包帯(1巻当たり)：14,000円

◆支給回数 1回限り
 ※1度に購入する弾性着衣等は、洗い替えを考慮し、装着部位ごとに2着を限度とします。

※疾患が治癒した後、再発した場合は再度支給対象とします。

◆提出書類
 ・療養費・家族療養費請求書
 ・弾性着衣等装着指示書(装着部位が明記されていること。)
 ・弾性着衣等を購入した際の領収書(品名、購入数等が確認できるもの。)



お問い合わせ先 医療健康課(医療給付係) TEL 029-301-1413